告示

○総務省告示第百十六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十四条の二の三及び第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　　総務大臣　新藤　義孝

第四条の五十の二第二項中「六・三」を「五・四」に改める。

第三十二条第五号リ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

附　則

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第四条の五十の二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第一号
経済産業省
総務

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年建設省、運輸省、自治省、建設省、通商産業省令第一号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年建設省、通商産業省、運輸省、自治省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
総務大臣　新藤　義孝

第三十条第五号リ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

附　則

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第百十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十七日　　厚生労働大臣　田村　憲久

通し番号	名称	整理番号
22953	亜鉛＝ジアクリラート・亜鉛＝ジメタクリラート・２―エチルヘキシル＝アクリラート・２―ヒドロキシエチル＝メタクリラート・ブチル＝メタクリラート・*tert*―ブチル＝メタクリラート・メタクリル酸・*N*―（２―メチル―４―オキソペンタン―２―イル）アクリルアミド・メチル＝メタクリラート共重合物	９―3017
22954	アクリルアミド・*N*―（３―アクリルアミドプロピル）―*N*，*N*’―（２―ヒドロキシプロパン―１，３―ジイル）―*N*，*N*，*N*’，*N*’，*N*’―ペンタメチルジアンモニウム＝ジクロリド・*N*―［３―（ジメチルアミノ）プロピル］アクリルアミド・２―メチリデンコハク酸共重合物	９―3018
22955	アクリルアミド・２―エチルヘキシル＝アクリラート・スチレン・メタクリル酸・２―メチリデンコハク酸・メチル＝メタクリラート共重合物のカリウム塩	９―3019
22956	３―［（３―アクリルアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ］プロパン―１―スルホナート	２―(2)―280
22957	３―［（３―アクリルアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ］プロパン―１―スルホナート重合物	９―3020
22958	アクリル酸・α―アリル―ω―ヒドロキシポリ（オキシエチレン）・メタクリル酸共重合物のナトリウム塩	９―3021
22959	アクリル酸・２―エチルヘキシル＝アクリラート・オキシラン―２―イルメチル＝メタクリラート・スチレン・２―メチリデンコハク酸・メチル＝メタクリラート共重合物	９―3022
22960	｛アクリル酸と［２―クロロメチルオキシランと４，４’―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノールの反応生成物］の反応生成物｝・シクロヘキサ―４―エン―１，２―ジカルボン酸無水物・ビフェニル―３，４：３’，４’―テトラカルボン酸二無水物重付加物	10―3137
22961	アクリル酸とα―ヒドロ―ω―ヒドロキシポリ（オキシエチレン／オキシエチレンオキシ―１，１’―ビナフタレン―２，２’―ジイル）の反応生成物	10―3138
22962	［２―［（アクリロイルオキシ）メチル］―２―（｛２，２―ビス［（アクリロイルオキシ）メチル］―３―ヒドロキシプロポキシ｝メチル）プロパン―１，３―ジイル＝ジアクリラートと５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンの付加反応生成物］と［５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンと２―（ジメチルアミノ）エタノールの付加反応生成物］と（水素添加ヒマシ油のオキシラン重付加物）の反応生成物	３―(4)―722
22963	｛［２―［（アクリロイルオキシ）メチル］―２―（｛２，２―ビス［（アクリロイルオキシ）メチル］―３―ヒドロキシプロポキシ｝メチル）プロパン―１，３―ジイル＝ジアクリラートと５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンの付加反応生成物］と［５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンと２―（ジメチルアミノ）エタノールの付加反応生成物］と（水素添加ヒマシ油のオキシラン重付加物）の反応生成物｝とメチル＝クロロアセタートの反応生成物	11―(4)―879
22964	［２―［（アクリロイルオキシ）メチル］―２―（｛２，２―ビス［（アクリロイルオキシ）メチル］―３―ヒドロキシプロポキシ｝メチル）プロパン―１，３―ジイル＝ジアクリラートと５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンの付加反応生成物］と［５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサンと２―（ジメチルアミノ）エタノールの付加反応生成物］の混合物	３―(4)―723
22965	アクリロニトリル・２―エチルヘキシル＝アクリラート・スチレン・２―ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート共重合物のカリウム塩	９―3023
22966	（アジピン酸・イソフタル酸・ヘキサン―１，６―ジオール重縮合物）・５―イソシアナト―１―（イソシアナトメチル）―１，３，３―トリメチルシクロヘキサン・２―ヒドロキシエチル＝アクリラート・３―ヒドロキシ―２，２―ジメチルプロピル＝３―ヒドロキシ―２，２―ジメチルプロパノアート重付加物	10―3139